
第1章 計画の基本的事項

- 1 - 1 緑の基本計画とは
- 1 - 2 緑のはたらき
- 1 - 3 緑の基本計画策定の目的
- 1 - 4 計画対象区域
- 1 - 5 計画の目標年次
- 1 - 6 計画の位置づけ
- 1 - 7 緑の基本計画での緑・緑地とは
- 1 - 8 緑の基本計画の構成



赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）

1 - 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法*1 第 4 条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、将来に向けて甲斐市の緑のあるべき姿を明らかにし、その実現のための取り組みを示すもので、次のような特徴があります。

緑に関する全ての内容が含まれる総合的な計画です

緑の基本計画は、都市公園*2 の整備や緑地の保全に関する制度の指定などに限らず、緑化の推進や緑化意識の普及・啓発活動、公共公益施設や民有地の緑化、郷土の景観の保全など、緑に関する総合的な計画です。



都市公園の整備



緑の保全



民有地の緑化

花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」の指針です

本市では、潤いある水と緑に囲まれた生活空間を創造するため、緑のまちづくり条例を制定し、民間及び公共施設の緑化基準の設定や、花と緑のまちづくり運動など緑化推進に関する基本的な事項を定めました。

この条例に基づき、道路沿いへの花壇の設置や花の苗プレゼント、家庭での生け垣・花壇設置の推奨、緑化ボランティアの育成など、花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」を進めています。

甲斐市緑の基本計画は、先人より受け継いだ豊かな緑を守り、花と緑あふれるまちをつくり・育てるために、市民・企業・行政が協力・連携して取り組むための指針です。

市が市民の意見を反映して策定する計画です

緑地の保全や緑化の推進、実現のための方針などについて、市民の意見を聞きながら、市が創意工夫して策定する計画です。

計画の策定にあたっては、市民公募者を含む「甲斐市緑の基本計画策定委員会」を設置して、計画内容を検討するとともに、「緑のお宝さがし」と称したワークショップ*3を開催しました。

また、パブリックコメント*4（市民意見の募集）を実施するなど、計画の公表が定められています。

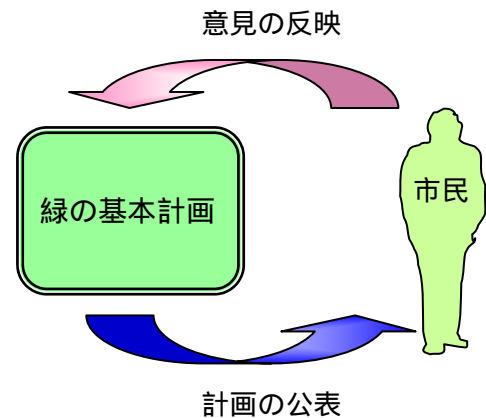


図 1-1 緑の基本計画と市民との関係

用語の解説

*1 都市緑地法（ P115）

*2 都市公園（ 115）

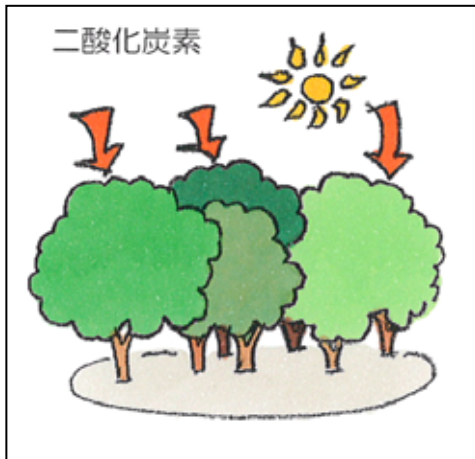
*3 ワークショップ（ P116）

*4 パブリックコメント（ P115）

1 - 2 緑のはたらき

緑は、都市の環境や市民の暮らしに様々な役割を果たしています。

地球温暖化の防止



樹木などの植物は、光合成の作用により地球温暖化^{*5}の原因である二酸化炭素（ CO_2 ）を吸収し、地球温暖化を防止する働きがあります。

適正に管理された森林は、樹木の生長が旺盛であるため、二酸化炭素をより多く吸収します。植生的には、広葉樹よりも針葉樹の方が二酸化炭素の吸収量が多いという調査結果が示されています。

都市の環境負荷の軽減



緑は、窒素酸化物や硫黄酸化物などの大気汚染物質を吸着して、大気汚染を緩和する働きがあります。

また、ヒートアイランド現象^{*6}の緩和にも有効で、まとまりを持つ緑地の内部は、周辺市街地に比べて低温であることが確認されており、都市部を中心に建築物の屋上や壁面の緑化が進められています。

都市の安全性の向上



森林は、水源をかん養し、大雨による土砂災害などの発生を抑えるほか、農地とともに雨水を貯留して、洪水を防ぐ役割を果たします。

公園などの緑は、災害時に火災の延焼を防ぐ役割を果たすほか、安全な避難場所や救援活動の拠点になります。

用語の解説

*5 地球温暖化（ P115）

*6 ヒートアイランド現象（ P115）

自然と共生する都市環境の形成

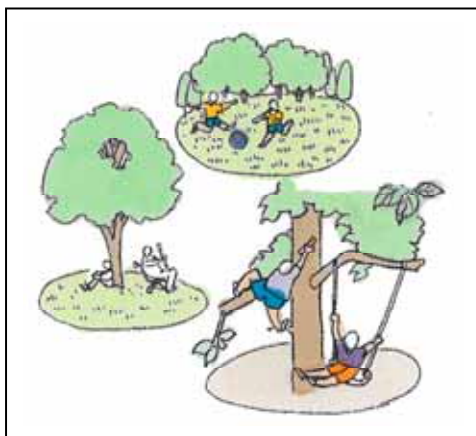


森林・農地・河川などの緑は、様々な生き物の生息生育地であり、緑の空間が計画的に確保されることで、自然と共生する都市環境の形成が図られます。

市街地においても、緑化によって水辺や緑を創出し、空間をつなぐことで、より豊かな生き物の生息生育環境を生み出すことができます。

また、緑は環境教育の場ともなります。

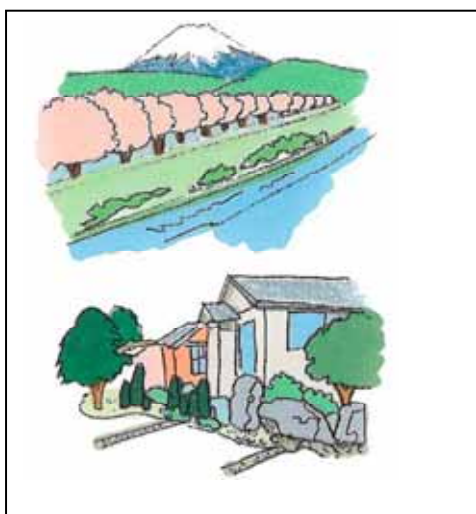
レクリエーション活動の場の提供



公園などの緑は、市民が遊び・運動・休憩・自然とのふれあいなどを楽しむレクリエーション活動の場となり、市民に活力と安らぎを与えてくれます。

緑の中でのレクリエーション活動は、疲労の回復に有効であることが確認されており、今後さらに高齢化が進行する中で、公園や散策路などが、市民の健康の維持増進の場として、大きな役割を果たすことが考えられます。

潤いのある都市景観の形成



自然景観や田園景観を形成する森林・農地・河川などの緑は、ふるさとの風景をつくり、市民の郷土意識を高める重要な要素となります。

このうち、農地では、穀物や野菜などの食糧が生産されています。

一方、公園・街路樹・公共施設・民有地などの緑は、潤いのあるまちなみ景観を形成し、都市の魅力を高めます。

1 - 3 緑の基本計画策定の目的

本市の北部は、景勝地として有名な昇仙峡や秩父多摩甲斐国立公園の指定地域を含む「森」、中部は傾斜地に設けられた美しい棚田による水稻栽培、自然条件を利用した果樹栽培が盛んな「里」、南部は市街地と農地が混在する「まち」が形成されており、豊かな自然環境と利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきました。

平成 18 年に策定した第 1 次甲斐市総合計画*7では、「緑と活力あふれる生活快適都市」を市の将来像に掲げて、まちづくりを進めています。

甲斐市緑の基本計画は、第 1 次甲斐市総合計画を支える緑部門の基本計画として、10 年先、20 年先の将来を見据えながら、市民・企業・行政が協働*8して、花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」に取り組む指針となる計画です。

1 - 4 計画対象区域

緑の基本計画は、一般的には都市計画区域*9を対象としていますが、都市計画区域外に都市環境の基盤をなす山地・丘陵地の森林・農地が広がり、森・里・まちの環境が一体的につながる都市特性を有することから、甲斐市緑の基本計画では、行政区域全域を計画対象区域として設定します。



図 1-2 計画対象区域

用語の解説

*7 第 1 次甲斐市総合計画(P115)

*8 協働(P114)

*9 都市計画区域(P115)

1 - 5 計画の目標年次

緑の基本計画は、概ね 20 年後を目標とする長期計画であることから、計画策定年次の概ね 20 年後にあたる平成 40 年を計画目標年次として設定します。

また、第 1 次甲斐市総合計画の目標年次である平成 27 年を短期目標年次、計画策定の概ね 10 年後にあたる平成 30 年を中間目標年次とします。

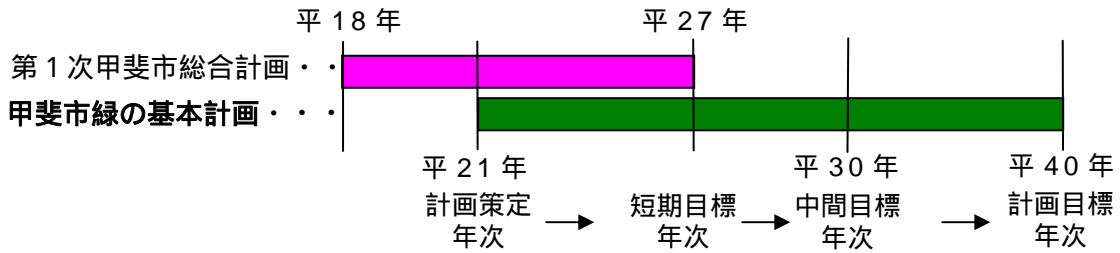


図 1-3 計画の目標年次

1 - 6 計画の位置づけ

甲斐市緑の基本計画は、市民・企業・行政が協力・連携して取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画・関連計画や緑の施策・活動との関係は、次のように示されます。

- ・上位計画にあたる「第 1 次甲斐市総合計画」を支える、緑部門の基本計画です。
- ・甲斐市都市計画マスタープラン^{*10}や、策定済み及び今後策定される関連計画と連携して、花と緑のまちづくりを推進していく計画です。
- ・今後、市民・企業・行政が協働して展開する緑の施策や、緑化活動の指針となる計画です。

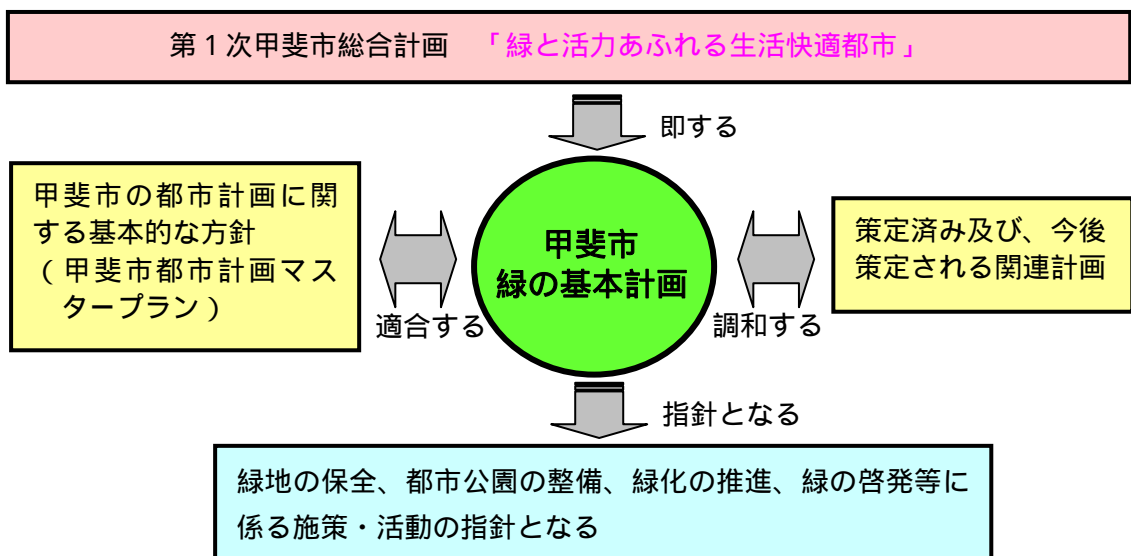


図 1-4 計画の位置づけ

用語の解説

*10 都市計画マスタープラン (P115)

1 - 7 緑の基本計画での緑・緑地とは

(1) 「緑」

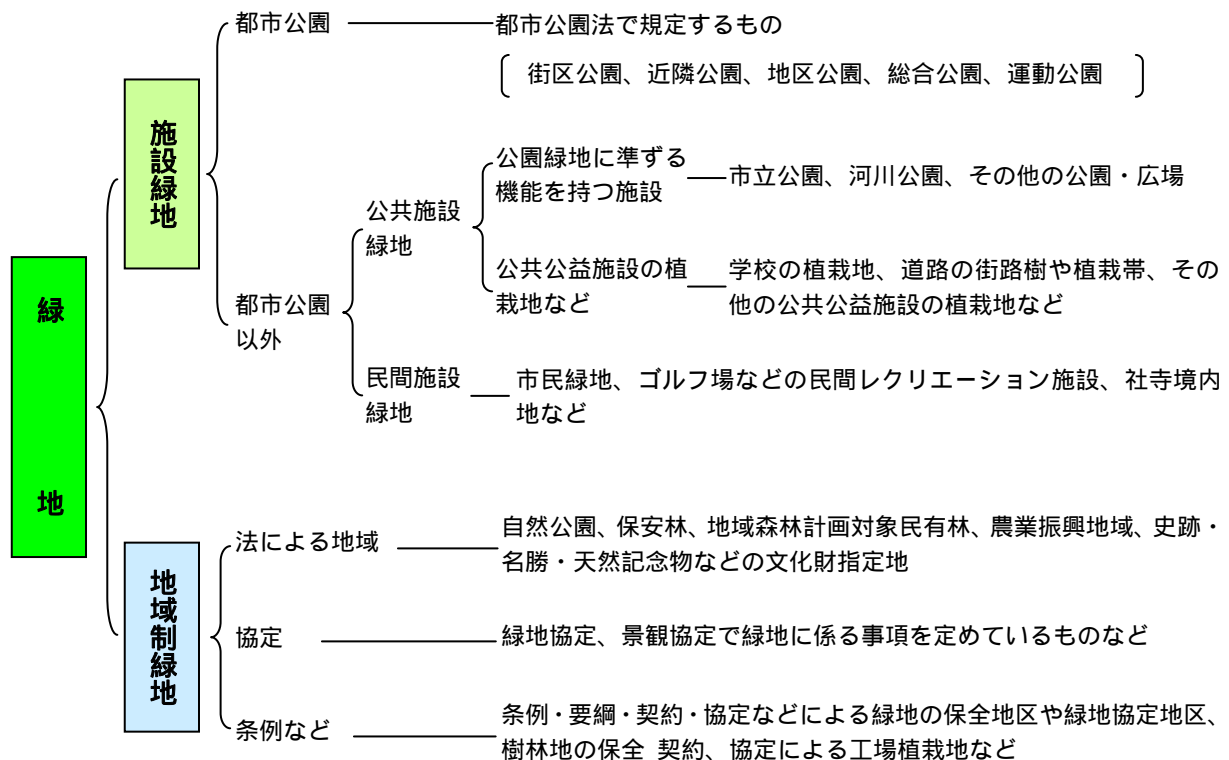
「緑」とは、樹木・草花・芝生・水面などの自然的要素によって覆われた、良好な自然的環境を形成する土地の総称で、本市には次のような緑が分布しています。

- ・森林、原野
- ・農地（水田、畑、果樹園等）
- ・社寺林、屋敷林、小規模な樹林、樹木
- ・河川、水路、ため池
- ・公園、広場などの公共の屋外レクリエーション施設
- ・学校、庁舎、道路などの公共公益施設の植栽地
- ・住宅や企業用地の植栽地
- ・ゴルフ場などの民間レクリエーション施設の植栽地

(2) 「緑地」

緑地とは、樹林地、草地、水辺地などにより良好な自然的環境が形成されている土地のうち、緑地の保全・創出や都市公園などの制度によって、開発や土地利用が規制される区域などをいいます。

今後、制度の適用が考えられるものを含めて、次のような緑地が挙げられます。



注) 甲斐市では、 の地域制緑地の制度は、現在設けられていません。

1 - 8 緑の基本計画の構成

基本理念

森・里・まちの緑を愛して 心豊かに ~ ガーデンシティ・甲斐をめざして ~

基本方針

ふるさとの緑を保全・継承します
- 緑を守る -

いきいきとした市民活動を育む緑を整備します
- 緑をつくる -

甲斐市の魅力を高め、安全・快適な生活を支える緑を育てます
- 緑を育てる -

市民・企業・行政の協働による緑のまちづくりのしくみを整えます
- 緑を結ぶ -

計画方針

- ・森林の保全と適正管理
- ・優良農地の保全
- ・河川環境の保全・整備
- ・棚田の景観保全
- ・ふれあいの森としての森林の活用

- ・身近な公園のリフレッシュ化
- ・公園群の形成
- ・身近な憩いの場の設置
- ・健康の道の設定
- ・都市公園の整備

- ・緑の保全・活用・創出
- ・花と緑の拠点の形成
- ・公共施設の緑化
- ・花と緑の景観軸の形成
- ・緑の連続する市街地の形成
- ・郷土のまちなみ景観の形成

- ・緑の調査の推進
- ・緑の活動の体制づくり
- ・緑の情報提供、緑化相談の充実
- ・緑化啓発活動の展開

施策の方針

- ・緑の課題や市民の要望などに対応した、新たな施策の設定
- ・市民の主体的な活動を育む施策や、市民・企業・行政が協働で取り組む施策の充実
- ・質の高い緑の創出につながる施策の充実
- ・緑の保全及び緑化の推進に係る法制度の有効活用

ゾーン別の緑の計画と施策の方針

森のゾーン

里のゾーン

まちのゾーン

今後の取り組み

- ・計画の推進体制づくり
- ・緑の基本計画の見直し
- ・緑の基本計画に係る施策の進行管理
- ・緑の基本条例の充実